

種類			市町名	公費番号	範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)
80	こども医療費助成事業	1	宇都宮市	80090012	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H20. 10月～ H24. 10月～対象医療機関等を市内から県内へ変更
		2	足 利 市	80090020	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	足利市内医療機関等	3歳以上小学校就学前まで (6歳以上で対象となる場合も有)	H25. 4月～
		3	栃 木 市	80090038	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 4月～
		4	佐 野 市	80090046	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	佐野市内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 4月～
		5	鹿 沼 市	80090053	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	鹿沼市内の保険医療機関等	3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H26. 4月～
		6	小 山 市	80090087	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	小山市内医療機関等	3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 4月～
		7	大田原市	80090103	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	大田原市、那須塩原市、那須町の保険医療機関等	3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H26. 4月～
		8	那須塩原市	80090137	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	大田原市、那須塩原市、 那須町内医療機関等	3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H22. 4月～
		9	下 野 市	80090160	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内の保険医療機関等	3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H26. 7月～実施予定
		10	日 光 市	80090178	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内の保険医療機関等	3歳以上18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H24. 4月～ H26. 4～受給者範囲を15歳から18歳へ変更
		11	市 貝 町	80090632	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀郡市内医療機関(真岡を含む、芳賀郡内の医療機関)	3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 11月～
		12	芳 賀 町	80090640	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀町内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H24. 10月～
		13	野 木 町	80090681	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	医科：小山地区医師会管内・獨協医科大学病院 歯科：小山地区歯科医師会管内・獨協医科大学病院 調剤：小山地区薬剤師会管内 訪看：小山地区管内	3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 4月～ H26. 4月～対象医療機関等に獨協医科大学病院を追加
		14	岩 舟 町	80090715	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25. 9月～ H26. 4月 栃木市と合併
		15	那 須 町	80090806	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	那須町内の保険医療機関等	3歳以上18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H26. 4月～
81	重度心身障がい者医療費助成事業	1	宇都宮市	81090011	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	年齢問わず身体障害手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、身体障害者手帳3・4級かつ療育手帳B1	H24. 10月～
		2	日 光 市	81090177	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	年齢問わず身体障害手帳1・2級、療育手帳A1・A2、知能指数35以下、知的障害の程度が50以下で身体障害者手帳3・4級	H25. 4月～
		3	芳 賀 町	81090649	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀町内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日までで、身体障害の程度が1・2級、知的障害の程度が知能指数35以下、知的障害の程度が50以下で3～4級の身体障害	H24. 10月～
82	ひとり親家庭医療費助成事業	1	芳 賀 町	82090648	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀町内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日までで、母子家庭及び父子家庭の児童でかつ児童を扶養するものが児童扶養手当法に定める所得制限限度額を超えないもの	H24. 10月～
-	食事療養費助成事業	1	那須烏山市	-	医科・歯科の食事療養費 *2参照	栃木県内全域	3歳未満未就学時（県単独事業対象者）	H25. 4月～

*1. 上記表中、こども医療費助成事業の野木町における対象医療機関等は、次のとおりとする。

- ・小山地区医師会管内とは、医療機関の住所地が「小山市・下野市・上三川町・野木町」である医科の医療機関とする。
- ・小山地区歯科医師会管内とは、医療機関の住所地が「小山市・下野市・野木町」である歯科医療機関とする。
- ・小山地区薬剤師会管内とは、薬局の住所地が「小山市・下野市・上三川町・野木町」である調剤薬局とする。

*2. 上記表中、種類の「食事療養費助成事業」とは、県単独医療助成事業（こども医療助成事業）対象外となっている食事療養費を地方単独医療助成事業で対応するものとする。

この場合、地方単独医療助成事業としての公費番号は保持せず、県単独医療助成事業（60）で区分けする。

地方単独事業（医療費助成事業）に係る優先順位

市町名	優先順位	備考
宇都宮市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)→重度心身障がい者医療	
足 利 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
栃 木 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
佐 野 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
鹿 沼 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
小 山 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
大田原市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
那須塩原市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
下 野 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
日 光 市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)→重度心身障がい者医療	
市 貝 町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
芳 賀 町	公費負担医療→こども医療(県単)→重度心身障がい者医療→ひとり親→こども医療(地単)	
野 木 町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
岩 舟 町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	H26. 4栃木市と合併
那 須 町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	
那須烏山市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	地単公費番号なし